

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

### 2. 内容

#### 【子育てをする従業員を対象とした取組みに関する事項】

目標1 子どもが生まれる際の父親が取得できる休暇制度の取得促進のため、拡充した制度の周知および啓蒙を図り、1人以上の取得を目指す。

目標2 子育てをする従業員が利用できる以下の制度を拡充し、拡充した制度について、周知および啓蒙を図る。

- ・育児短時間勤務制度
- ・子の看護制度
- ・所定外労働時間を免除する制度
- ・時間外労働の制限
- ・深夜業を制限する制度

#### 【働き方の見直しに関する事項】

目標3 年次有給休暇の計画的取得日数の増加を実施し、取得促進を図る。

#### 【その他、次世代支援策に関する事項】

目標4 地域の子どもの工場見学及び若者のインターンシップの受入を行う。